

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則案について

公害等調整委員会事務局総務課

1 改正の背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等の政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号）及び公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議方式」という。）による当事者等の出頭等を可能とするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1） 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則

- ① 不服裁定手続の審理期日への一部の裁定委員のウェブ会議方式による関与を可能とする（第14条の7の2関係）。
- ② 不服裁定手続の審理期日外における調査のための処分をする期日への事件関係人のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第15条の2の2関係）。
- ③ 不服裁定手続の参考人等の審問及び鑑定人の鑑定について、ウェブ会議方式による実施を可能とする（第15条の5～第15条の7関係）。
- ④ 不服裁定手続の宣誓について、事件関係人等が宣誓の内容を述べることで宣誓書の作成を原則不要とし、宣誓書の作成を求める場合であっても押印を不要とする（第16条の2～第16条の4関係）。
- ⑤ 期日及び期日外の手続において、写真の撮影等を行う場合は裁定委員長等の許可を得る必要があることを明確化する（第25条関係）。
- ⑥ その他、所要の改正を行う。

（2） 公害紛争の処理手続等に関する規則

- ① 裁定手続の審問期日への一部の裁定委員のウェブ会議方式による関与を可能とする（第41条の2関係）。
- ② 裁定手続の審問期日外における証拠調べ期日への当事者のウェブ会議方式による出頭を可能とする（第46条の2関係）。
- ③ 裁定手続の参考人等の陳述及び鑑定人の鑑定について、ウェブ会議方式による実施を可能とする（第46条の3～第46条の5関係）。
- ④ 裁定手続の宣誓について、当事者等が宣誓の内容を述べることで宣誓書の作成を原則不要とし、宣誓書の作成を求める場合であっても押印を不要とする（第48条～第48条の3関係）。
- ⑤ 期日及び期日外の手続において、写真の撮影等を行う場合は裁定委員長等の許可を得る必要があることを明確化する（第70条関係）。
- ⑥ その他、所要の改正を行う。

3 公布日・施行日（予定）

○公布日：令和7年3月下旬

○施行日：令和7年4月1日